

CATV 技術者資格テキスト(法規解説書)

(初版第 3 刷) 修正内容リスト

(初版第 2 刷からの修正内容)

2023. 11. 1

ページ 番号	行、項、図、表	初版第 2 刷	初版第 3 刷
XI	(27)	有線電気通信設備の使用検査職員の証	立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書
1	(1)経緯下 1 行目	これまでの放送法制は、伝送路ごとに放送関連で「放送法」、	それまでの放送法制は、伝送路ごとに「放送法」、
1	(1)経緯下 5 行目	「届出」、「許可」「登録」	「許可」「登録」、「届出」
1	(1)経緯下 6 行目	現行の放送法制においては、	それまでの放送法制においては、
47	1.5.3 項	平成 年 月 日	年 月 日
47	1.5.3 項下から 2 行目	有線電気通信法第 3 条第 1 項並びに	有線電気通信法第 3 条第 1 項及び第 2 項並びに
47	最終行下	—	注 有線電気通信法第 3 条第 2 項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない有線電気通信設備及び有線電気通信法施行規則第 2 条に掲げる有線電気通信設備にあっては、「第 2 項並びに」の文字を抹消すること。
48	1 届出者下	代表権を有する役員の氏名	業務を執行する役員の氏名
48	1 届出者下枠分割	—	資本の額
48	1 届出者枠下	—	注 1 資本の額の欄には、株式会社の場合は、発行済の株式の額にその株式数を乗じたものを記載することとし、その他の法人の場合は、これに準じたものを記載すること。 2 届出者が法人である場合は定款又は寄付行為、法人以外の団体である場合は団体の規約を添付すること。
48	2 設備の設置の場所	設備の設置の場所	設置場所
48	2(1)下 3 行目下へ追加	—	注 1 設置の場所は、例えば「(何) 県 (何) 市 (何) 町 (何) 丁目 (何) 番 (何) 号 (何) ビルの屋上」のように記載すること。 2 受信空中線がある場合は、その設置の場所を柱 1 に準じて付記すること。
53	別紙様式第一	平成〇〇年	〇〇年
63	下から 1 行目	エリア放送参入マニュアル (第 5 版) 令和 3 年 1 月 1 日	エリア放送参入マニュアル (第 6 版) 令和 3 年 12 月 10 日
68	有線電気通信法	最終改正 平成 27 年 5 月 22 日法律第 26 号	最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号
72	㊤下 3 行目から	放送法施行規則第 183 条第 4 号…属する区域」…	放送法施行規則第 214 条第 4 号…属する区域をいう。」…
110	3.2 目次下 3 行目	最終改正 令和元年 6 月 5 日法律第 23 号	最終改正 令和 5 年 6 月 2 日法律第 40 号
110	下から 6 行目	第 9 節 雑則 (第 85 条—第 87 条)	第 9 節 雑則 (第 84 条の 2—第 87 条)
110	最終行	第 1 款 認定等(第 93 条—第 105 条)	第 1 款 認定等(第 93 条—第 105 条の 2)

111	1～2 行目	第 2 款 業務（第 106 条－第 116 条） 第 3 款 経営基盤強化計画の認定（第 116 条の 2－第 116 条の 6）	第 2 款 業務（第 106 条－第 116 条の 2） 第 3 款 経営基盤強化計画の認定（第 116 条の 3－第 116 条の 7）
111	中段 放送法施行規則下 2 行目	最終改正 令和 3 年 12 月 10 日 総務省令第 107 号	最終改正 令和 5 年 4 月 17 日 総務省第 39 号
111	放送法施行規則 目次 第 3 章	協会等	日本放送協会等
111	第 3 章第 6 節	雑則（第 56 条－第 59 条）	雑則（第 55 条の 2－第 59 条）
111	同上 第 4 章	第 3 節 …（第 87 条－第 91 条） 第 3 節 …（第 91 条の 2－第 91 条の 13）	第 3 節 …（第 87 条－第 91 条の 4） 第 3 節 …（第 91 条の 5－第 91 条の 16）
112	3.3 上 4 行目	第 7 章 …（第 183 条－第 210 条）	第 7 章 …（第 183 条－第 210 条の 2）
132	下から 4 行目以降	二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村（特別区を含み、地方自治体法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市にあつては、区とする。第 161 条及び第 163 条を除き、以下同じ。）の一部の区域…	二 地上一般放送（エリア放送（一の市町村の一部の区域…
133	施則第 143 条第四号	四 受信契約者の見込数	四 受信契約者（法第 133 条第 1 項の規定による届出をした者とその放送の受信についての契約をした者をいう。）の見込数
151	施則第 169 条 3 行目	期間中における受信契約者数を簡明に…	期間中における受信契約者（当該一般放送事業者とその放送の受信についての契約をした者をいう。）の数を簡明に…
173	第 177 条	一 第 91 条第 1 項…第 116 条の 2 第 1 項… 二 第 18 条…、第 20 条第 8 項…、第 20 条第 9 項…、同条第 14 項…、第 64 条…（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、…第 97 条…第 116 条の 3 第 1 項 四 第 20 条第 12 項…、第 116 条の 4 第 5 項…、第 166 条第 2 項… 五 第 2 条…又は第 164 条第 2 項（保有基準割合）の規定による総務省令の制定又は改廃 2 前項各号（第四号を除く。）の事項のうち…	一 第 91 条第 1 項…第 116 条の 3 第 1 項… 二 第 18 条…、第 20 条第 9 項…、第 20 条第 10 項…、同条第 19 項（任意的業務の許可）、…第 22 条…、第 22 条の 2（関連事業持株会社への出資の許可）、第 22 条の 3 第 1 項若しくは第 3 項（関連事業出資計画の認定）、第 64 条…（受信料免除の基準及び受信契約条項の認可）、…、第 73 条の 2 第 2 項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る許可）、第 85 条…、…第 97 条…（基幹放送の放送事項等の変更の許可）、第 116 条の 4 第 1 項… 四 第 20 条第 17 項…、第 22 条の 3 第 5 項（関連事業出資計画の認定の取消し）、…、第 166 条第 6 項… 五 第 2 条…同条第三十二号（支配関係）、第 64 条第 4 項（割増金の額に係る倍数）、第 93 条…、第 103 条第 2 項第三号（基幹放送の業務に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項）、…、第 164 条第 2 項（保有基準割合）又は第 166 条第 2 項第三号（認定放送持株会社に関する認定の取消し猶予に係る勘案事項）の規定による総務省令の制定又は改廃 2 前項各号（第四号を除く。）に揚げる

			事項のうち…
174	(6)勸告	第 179 条 電波監理審議会は、第 177 条 第 1 項各号の事項 2 …	第 179 条 電波監理審議会は、第 177 条 第 1 項各号に <u>掲げる</u> 事項 2 … 3 総務大臣は、第 1 項の勸告に基づき講 じた施策について電波監理審議会に報告 しなければならない。
175	施則第 216 条	法（…、第 175 条及び第 180	法（…、第 175 条（放送事業者及び基幹 放送局提供事業者に係る部分に限る。）及 び第 180
175	施則第 216 条第 1 項第一号	申請、届出又は報告	申請、届出、報告又は資料の提出
175	施則第 216 条第 1 項一号の 2 行目	行おうとする放送の放送対象地域	行おうとする放送（ <u>基幹放送局提供事業 者にあつては、その基幹放送局設備を用 いて行われる基幹放送</u> ）の放送対象地域
175	施則第 216 条第 2 項	2 前項の規定にかかわらず、…又はこの 省令（…第 74 条及び第 76 条…	2 前項の規定にかかわらず、法（第 93 条、第 96 条から第 98 条まで、 <u>第 116 条 の 2</u> 及び…又はこの省令（…第 74 条、 <u>第 76 条から第 79 条まで及び第 91 条の 2</u> の 規定に限る。）
176	施則第 218 条	三 第 84 条… 四 第 101 条…	三 第 84 条… 四 第 86 条の 2 第 1 項の規定に基づき備 え置く書面 五 第 101 条…
178	第 193 条第一号	一 <u>第 116 条の 4 第 4 項</u> の規定	一 <u>第 116 条の 2、第 116 条の 5 第 4 項 又は第 161 条の 2</u> の規定
182	下から 8 行目	別表第 52 号の 2… <u>有線電気通信設備の使 用検査職員の証</u>	別表第 52 号の 2… <u>立入検査等をする職員 の携帯する身分を示す証明書</u>
207	(27)	<u>有線電気通信設備の使用検査職員の証</u>	<u>立入検査等をする職員の携帯する身分を 示す証明書</u>
214	3.6.2 下	（最終改正：令和 2 年 3 月 30 日）	（最終改正：令和 5 年 4 月 14 日）
215	2～3 行目	法第 116 条の 3…法第 116 条の 4	法第 116 条の 4…法第 116 条の 5
230	下から 6 行目	識別するために用いる <u>電気通信番号</u> をい う。	識別するために用いる番号、記号その他 の <u>符号</u> をいう。
238	ハ 下の表	一搬送波のレベル変動	一__搬送波のレベル変動

・アンダーライン箇所は変更点を示します。